区長へのメール <回答希望>

STEP1 STEP2 内容確認 STEP3 受付完了

— 注意事項 ——		
注意事項		
同意する		

‡名				
納税課題	 建法行為は続いて[本国の憲法に担	 紙触しました	

江東区長様

私は 孫樹斌です。

前回の区長へのメールの返信は ありがとうございました。たいへん残念でした。まだ 違法の行為は続いて さらに 日本国の憲法に抵触しました。

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信します。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」などの施策に 支持します。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職 権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害しています。このような社 会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長で きません。

今 江東区納税課の差押は もう 私の三菱UFJ銀行の融資信用を毀損になりました。別途 で 証拠を広報広聴課へ提出します。

事件のホームページ: https://human-rights-and-constitution.github.io/ 江東区納税課差押事件は 国税徴収法、生活保護法、個人情報保護法だけではなくて 刑法と憲法も違反することになりました。更に 中国と日本国の信頼関係を毀損になりまし

今 私の民事訴訟の基本事件は もう 裁判官訴追委員会に提出しました。関連に刑事事件は 警察庁に提出しました。

江東区納税課差押は さっそく取消してください。関連の公務員は すぐ 近い警察署へ

差坦	同	么	╆	洪

た。

(
•			

個人情報 ————		
氏名		
姓)		
SUN		
名)		
SHUBIN		
ふりがな		
姓)		
ソン		
名)		

ジュヒン	
性別	
男性	
年齢	
郵便番号	
1360073	
江東区北码	少5丁目20番10-609
電話番号	
0804658	1518
メールアドレ	<u>'ス</u>

※お送りいただいた内容を、後ほど確認されたい方は、

ご自身でこの画面を印刷するなどして保存していただきますようお願いいたします。 (送信後は、お送りいただいた内容は確認できなくなります)

訂正する

この内容で送信する

区長へのメール〈回答希望〉



「区長へのメール」をお送りいただき、ありがとうございました。

注意事項 —

1. 区からの回答

ご意見を受け付けた日の翌開庁日より概ね2週間以内(年末年始等除く)に、担当課より原則として文書(郵送)にて行います。

ご意見・ご要望の内容によっては、回答までにお時間をいただく場合もございますので、 ご了承ください。

2. 回答要件

ご意見・ご要望に対して区から個別の回答を希望する場合は、

必ず「お名前(フルネーム)」「ご住所(集合住宅は部屋番号まで)」「電話番号」(以下、回答要件といいます)をご記入ください。

(回答要件は、なりすまし等を防止するとともに、公文書として確実に回答するために、必 須事項とさせていただいております。)

なお、回答要件を満たしているものでも、「誹謗・中傷、広告・宣伝、調査・アンケート、これらに類するもの」

または、「趣旨が不明なもの」は原則として回答いたしませんのであらかじめご了承ください。

3. **担当課へ送付するもの**

「質問、問合せ、事務連絡、これらに類するもの」または、

「担当課との間で現に既に係属中の事案で、担当課以外では理解が困難な内容のもの」は、 担当課へお送りします。

4. ご意見の公表

いただいたご意見は、個人情報を伏せた上で区ホームページで紹介させていただくことがあります。

5. 発信者情報

ご意見をお送りいただく際にサーバーに記録される、インターネットの発信者情報(IPアドレス・ブラウザ情報等)は、

江東区個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

法令に基づく開示請求があった場合、脅迫や業務妨害(大量のご意見の送付等)などの犯罪行為とみなされる場合、

その他特別の理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

トップページに戻る